

# 一般社団法人日本フロアボール連盟

## 情報公開規程

### (目的)

第1条 この規程は、一般社団法人日本フロアボール連盟(以下「本連盟」という。)が、その活動状況、運営内容及び財務状況等を積極的に公開するために必要な事項を定めることにより、この法人の公正で開かれた活動を推進することを目的とする。

### (法人の責務)

第2条 本連盟は、この規程の解釈及び運用に当たっては、原則として、一般に情報公開することの趣旨を尊重するとともに、個人に関する情報がみだりに公開されることのないよう最大限の配慮をしなければならない。

### (利用者の責務)

第3条 第7条に規定する情報公開の対象書類を閲覧ないしは謄写した者は、これによって得た情報を、この規程の目的に即して適正に使用するとともに、個人に関する権利を侵害することのないよう努めなければならない。

### (情報公開の方法)

第4条 本連盟は、情報公開の対象に応じ、公告、公表、書類の事務所備え置き並びにインターネットの方法により行うものとする。

### (公告)

第5条 本連盟は、法令並びに定款の規定に従い、貸借対照表について、公告を行うものとする。  
2. 前項の公告については、定款第14章の方法によるものとする。

### (公表)

第6条 本連盟は、法令の規定に従い、役員、監事及び社員に対する報酬等の支給の基準について、公表する。これを変更したときも、同様とする。  
2. 前項の公表については、役員及び社員の報酬並びに費用に関する規程を次条に定める事務所備え置きの方法によるものとする。

### (書類の事務所備え置き)

第7条 本連盟は、法令の規定に従い、書類の事務所備え置きを行い、正当な理由を有する者に対し、その閲覧ないしはその一部を謄写させるものとする。

### (事務所備え置きの書類)

第8条 前条の事務所備え置きの対象とする書類は、次条に規定する閲覧場所に常時備え置く。

(閲覧場所及び閲覧日時)

第9条 本連盟の事務所備え置きの対象とする書類の閲覧場所は連盟事務所とする。

2. 閲覧の日は、本連盟の休日以外の日とし、閲覧の時間は、業務時間のうち午前10時から午後5時までとする。ただし、この法人は、正当な理由があるときは閲覧希望者に対し、閲覧日時を指定することができる。

(閲覧等に関する事務)

第10条 閲覧希望者から書類の閲覧等の申請があったときは、次により取り扱うものとする。

- (1) 別に定める閲覧(謄写)申請書に必要な事項の記入を求め、提出を受ける。
- (2) 閲覧(謄写)申請書が提出されたときは、別に定める閲覧受付簿に必要な事項を記載し、閲覧に供する。
- (3) 閲覧した者ないしは謄写を希望する者から謄写の請求があったときは、実費負担を求め、これに応じる。

(インターネットによる情報公開)

第11条 本連盟は、第5条ないし第7条の規定による情報公開のほか、広く一般の人々に対しインターネットによる情報公開を行うものとする。

2. 前項の規定による情報公開の内容、方法等の詳細は会長が定める。

(その他)

第12条 この規程に定めるもののほか、情報公開に関し必要な事項は会長が定める。

(管理)

第13条 本連盟の情報公開に関する事務は、総務委員会が管理する。

(変更)

第14条 この規程は、本連盟役員会の決議により変更することができる。

附則 この規程は、2024年4月1日から施行する。